平成２３年（フ）第８０号
千葉県柏市今谷上町53番地37　カーサ・ヴェルディ102号
債務者　伊藤　妙子（旧姓御子柴）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１８号
佐賀県唐津市相知町久保294番地１
債務者　西岡　光明
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２０号
沖縄県豊見城市字高安1068番地12
債務者　金城　哲雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目27番３号
債務者　宇良マリ子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３号
福島県白河市葉ノ木平63番地７
債務者　吉田　彩子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３７９６号
愛知県東海市中央町１丁目257番地　メゾン叶21　202号
債務者　湯浅　英紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８号
名古屋市西区大野木４丁目539番地　大野木ハイツ２Ｂ号
債務者　小田　弘典
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
名古屋市中村区名駅南２丁目７番67号　パークアクシス名駅南302、住民票上の住所大阪市鶴見区浜２丁目２番16―503号
債務者　田中　尚道
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１７号
名古屋市東区百人町47番地の１　百人荘３号
債務者　安藤　義幸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１４号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１港島住宅70号棟909号
債務者　岩崎　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８１号
神戸市中央区古湊通２丁目２番12号　ＧＳハイム高速神戸202号室
債務者　取口　正寿
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
神戸市北区有野中町３丁目18番11―103号
債務者　坂口　京子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５号
神戸市兵庫区西多聞通２丁目３番18号フルーレゾン西多聞407、従前の住所神戸市兵庫区新開地２丁目５番11―1202号
債務者　加藤　久智
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６号
神戸市東灘区御影中町４丁目４番５号204号
債務者　上村　尚行
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目５番地の１
債務者　羽谷京子こと　劉　　京子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７号
神戸市兵庫区西橘通２丁目４番７号　第３大昭ライフ202、従前の住所神戸市兵庫区石井町２丁目３番15号　さくらハイツ302号
債務者　西釜　和幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０号
神戸市北区鈴蘭台西町６丁目17番１号
債務者　治井　妙子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
島根県安来市赤崎町671番地
債務者　原　　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松江地方裁判所民事部